

行政告知放送端末機器が設置された家屋に転入・転居された皆様へ（御案内）

行政告知放送端末機器とは、志布志市内の各家庭に安全・安心・地域の情報を届ける機器で、災害等による緊急情報や行政・自治会からのお知らせが放送されます。御利用の際は、下記の事項を遵守してください。

端末機器を利用する際の遵守事項

- 1 端末機器の良好な維持管理に努め、異常がある場合は、速やかに市へ連絡します。
- 2 志布志市から転出予定がある場合は、速やかに届け出ます。
- 3 端末機器を第三者に譲渡、転貸等はしません。
- 4 端末機器を分解、改造は行いません。
- 5 端末機器の維持に必要な電気料、乾電池等の費用を負担します。
- 6 故意又は不注意により告知端末機器を破損等した場合は、その実費を弁償します。
- 7 設置場所を住居として使用しなくなったとき又は端末機器が不要となったときは、直ちに連絡すると共に端末機器の返還をします。

告知端末機器の詳細情報は、こちらから



(問合せ先)

志布志市役所 情報管理課地域情報係
電話099-474-1111 内線（322・326）

(裏面も御参照ください)

行政告知放送端末で、市内の各家庭に安全・安心・地域の情報を届けます!

1

緊急放送

全地域のご家庭に急いで伝えなければならない緊急情報(自然災害発生の危険性による避難勧告)・緊急地震速報・全国瞬時警報システムなどを行政告知放送端末より、一斉に最大音量で伝達します。



緊急放送の場合は大型ランプが光ります



サイレン音を同時に鳴らし、放送することで危険が迫っていることを早期に知らせます。安全対策にも活用いただけます。

2

行政放送

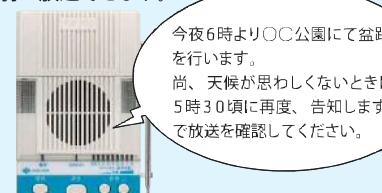
地域内のご家庭に行政からの連絡、情報を自動送信します。



3

自治会放送

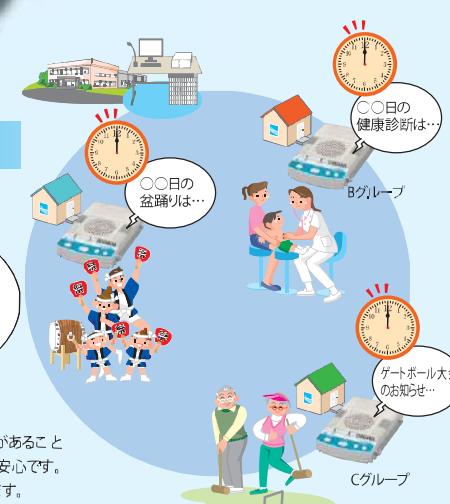
自治会からの様々な連絡を、自治会(グループ)別に放送できます。



放送を聞き逃しても録音機能があり「お知らせランプ」にて録音があることを表示します。再生ボタンを押すことで内容の確認ができるので安心です。

同時刻に様々なグループに対して異なる内容での放送もできます。

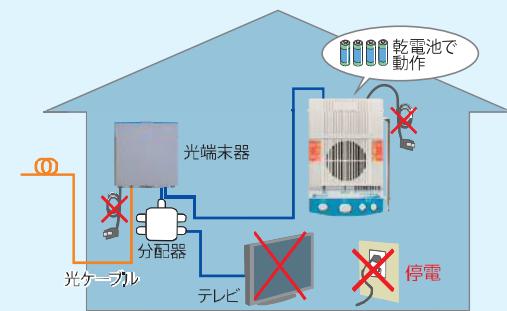
※同時に放送できる自治会の数には制限があります。



5

停電時も安心です

光信号の微弱な電気を利用して、停電時も通常と変わりなく動作します。なお、行政告知放送端末に乾電池(単3×4個)を入れておく必要があります。



4

ラジオ放送の受信

ケーブル接続時は、AM放送の2局(NHK鹿児島ラジオ第1・2放送)、FM放送の4局(NHK鹿児島FM放送、エフエム鹿児島、F M志布志、南日本放送ワイドFM)を聞くことができます。



ケーブルから外した場合は、地域で受信可能なFMラジオ周波数を設定することでFMラジオとして使用が可能となります。

コンセントがない場合は、乾電池による動作になります。